

社会福祉法人一関市社会福祉協議会
評議員及び役員等の報酬及び費用弁償規程

平成 18 年 4 月 20 日 制 定
平成 23 年 4 月 14 日 一部改正
平成 25 年 3 月 27 日 一部改正
平成 29 年 6 月 28 日 一部改正
令和 8 年 3 月 9 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき評議員及び役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長、常務理事、理事及び監事
- (2) 会長が委嘱した各種委員会委員等

(会議出席報酬)

第 3 条 評議員及び役員等が会議等に出席したときは報酬として、その都度次の額を支給する。

- (1) 評議員 日額 4,000円
- (2) 理事及び監事 日額 4,000円
- (3) 各種委員会委員等 日額 4,000円以内

(会長・副会長及び常務理事の報酬及び費用弁償)

第 4 条 会長・副会長及び常務理事に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 50,000円
- (2) 副会長 月額 15,000円
- (3) 常務理事 月額 150,000円以内

2 会長及び副会長の報酬の支給にあたっては、会長は週 1 日以上、副会長にあっては月 1 日以上の出勤を原則とする。（関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。）

なお、評議員会、理事会、監査会及び会長・副会長会議等に出席した場合の報酬は支給しないが、法人運営懇談会、各種委員会等の会議出席報酬は第 3 条 2 号により支給するものとする。

3 常務理事の報酬は、会長が定める勤務形態に応じ支給するものとする。

4 会長、副会長及び常務理事が月の途中において、会長、副会長及び常務理事でなくなったときは、当月分の報酬を支給する。

5 会長・副会長及び常務理事が会議に出席したときは、費用弁償として役職員等旅費規程の別表に規定する運賃又は車賃を支給する。

(監事の監査報酬及び費用弁償)

第 5 条 監事が監査業務を遂行した場合の報酬は、日額 5,000円とし、別に費用弁償として役職員等旅費規程別表に規定する運賃又は車賃を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 会長・副会長及び常務理事に支給する報酬の支給日は、その月の 15 日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その後日とする。

2 報酬等の支払いは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みとする。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 14 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。